

島根大学人間科学部規則

(平成29年島大人間科学部規則第1号)

(平成29年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 島根大学人間科学部（以下「本学部」という。）の目的，組織，教育課程，履修方法，課程修了の認定等については，国立大学法人島根大学管理学則（平成16年島大学則第1号）及び島根大学学則（平成16年島大学則第2号。以下「学則」という。）に定めるもののほか，この規則の定めるところによる。

(教育上の目的)

第2条 本学部は，地域社会で生活する人々の心と体についてその仕組みを共感的かつ客観的に深く理解し，人々がその人らしく生きていけるよう支えることができる地域実践力を身に付けた人材を育成することを目的とする。

(学科)

第3条 本学部に次の学科を置く。

人間科学科

(履修コース)

第4条 本学部の人間科学科に，教育目標に応じて次の履修コース（以下「コース」という。）を設ける。

心理学コース，福祉社会コース，身体活動・健康科学コース

(単位制)

第5条 本学部の教育課程の履修は，単位制とする。

(授業科目の意義及び分類)

第6条 授業科目とは，教育課程における授業の科目をいう。

2 授業科目を内容により次の各号のように分ける。

一 全学共通教育科目

イ 基礎科目

ロ 教養育成科目

二 専門教育科目

(基礎科目)

第7条 基礎科目は，次の履修区分毎に開設するものとし，各履修区分に属する授業科目，単位数及び履修方法については，別に定める。

外国語

健康・スポーツ／文化・芸術

情報科学

(教養育成科目)

第8条 教養育成科目は、次の履修区分毎に開設するものとし、各履修区分に属する授業科目、単位数及び履修方法については、別に定める。

入門科目

発展科目

社会人力養成科目

(専門教育科目)

第9条 専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法については、別に定める。

(授業科目の区分に関する履修上の特例)

第10条 第6条に規定する授業科目の区分により開設する授業科目について、学生の専攻との関連において教育上有益と認めるときは、当該授業科目の区分以外の区分に係る授業科目として履修させることができる。

(単位の計算方法)

第11条 本学部において開設する授業科目の単位の計算方法は、次のとおりとする。

講義 15時間の授業をもって1単位とする。

演習 15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

実験及び実習 30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

(各科目の履修)

第12条 学生は、入学初年度より全学共通教育科目と並行して、専門教育科目を履修することができる。

2 各科目の履修手続きについては、別に定める。

(履修科目の登録の上限)

第13条 学生が各学期に履修科目として登録できる単位数は特例を除き24単位を上限とする。なお、特例については別に定める。

(編入学者、再入学者及び転入学者の修業年限)

第14条 編入学、再入学又は転入学を許可された者の修業年限は、当該志願者の合否を決定するときに、教授会の議を経て決定する。

(編入学者、再入学者及び転入学者の在学年限)

第15条 学則第10条、12条及び第13条の規定により編入学等を許可された者及び学則第16条及び第17条の規定により転学部等を許可された者の在学年限の通算については、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修及び認定)

第16条 学生が学則第32条の規定により、他の大学又は短期大学の授業科目の履修を希望するとき、又は学則第44条の規定により外国の大学に留学を希望するときは、当該大学と協議が成立している場合に限り、当該大学の授業科目を履修することができる。

2 他の大学又は短期大学（外国の大学を含む。）で修得した単位は、60単位を限度として教授会の議を経て、卒業要件の単位として認定することができる。

3 前2項の定めるもののほか、その取扱いについては、別に定める。

（課程修了の要件及び認定）

第17条 本学部の教育課程を修了するためには、別表に定めるコース別履修単位数を修得しなければならない。

2 課程の修了は、所定の期間在学し、所定の単位を修得した者について、教授会の議を経て学部長が認定する。

（特別聴講学生）

第18条 学則第62条の規定により、他の大学又は外国の大学の学生が本学部の授業科目の履修を希望するときは、学部長は教授会に諮り教育上有益と認め、かつ当該大学との協議が成立したものについて、特別聴講学生として学長に許可の申請をするものとする。

2 前項に定めるもののほか、その取扱いについては、別に定める。

（日本語科目及び日本事情に関する科目）

第19条 学則第64条の規定により入学を許可された者に対し、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くこととし、授業科目、単位数及び履修方法については、別に定める。

日本語科目 日本語

日本事情に関する科目 日本事情

（外国人留学生等の履修の特例）

第20条 外国人留学生が、前条に定める科目を履修し、単位を修得したときは、第15条に定める課程修了の要件として修得すべき単位のうち、基礎科目の外国語の単位は8単位を日本語科目についての単位で、教養育成科目の単位は8単位までを日本事情に関する科目についての単位で代えることができる。

2 前項の規定は、外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育（中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受けたものの教育に教授会が必要であると認めた場合に準用する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 別 表

## 心理学コース

授業科目・単位等	全学共通教育科目										専門教育科目				合計	
	基礎科目				教養育成科目						学部 共通 科目	コース 専門 科目	アド バンス	卒業 研究		
	外国語		健康・ スポーツ/ 文化・ 芸術	情報科 学	入門科目			発展科目								社会 人力 養成 科目
	英 語	初 修 外国語			人文社 会科学 分野	自然科 学分野	学際分 野	人文社 会科学 分野	自然科 学分野	学際分 野						
必修	4	4	2	2	10*						10	10		4		
選択	8										14	44				
自由	6**										12					
														130		

## 福祉社会コース

授業科目・単位等	全学共通教育科目										専門教育科目				合計	
	基礎科目				教養育成科目						学部 共通 科目	コース 専門 科目	アド バンス	卒業 研究		
	外国語		健康・ スポーツ/ 文化・ 芸術	情報科 学	入門科目			発展科目								社会 人力 養成 科目
	英 語	初 修 外国語			人文社 会科学 分野	自然科 学分野	学際分 野	人文社 会科学 分野	自然科 学分野	学際分 野						
必修	4	4	2	2	10*						10	16		4		
選択	8										14	38				
自由	6**										12					
														130		

## 身体活動・健康科学コース

授業科目・単位等	全学共通教育科目										専門教育科目				合計	
	基礎科目				教養育成科目						学部 共通 科目	コース 専門 科目	アド バンス	卒業 研究		
	外国語		健康・ スポーツ/ 文化・ 芸術	情報科 学	入門科目			発展科目								社会 人力 養成 科目
	英 語	初 修 外国語			人文社 会科学 分野	自然科 学分野	学際分 野	人文社 会科学 分野	自然科 学分野	学際分 野						
必修	4	4	2	2	10*						10	10		4		
選択	8										14	44				
自由	6**										12					
														130		

## 備 考

- (\*)を付した単位は、教養育成科目の入門科目又は発展科目の中から、人文社会科学分野4単位、自然科学分野4単位及び学際分野2単位を修得すること。
- (\*\*)を付した単位は、島根県立大学で開講される科目及び他学部による全学開放科目の単位を含めることができる。
- 放送大学で開講される科目の単位は、全学共通教育科目の選択科目の単位又は全学共通教育科目と専門教育科目にまたがる自由科目の単位として認定する。